

4. お知らせ

3月17日（火）以降に市民税・都民税申告書を提出された場合について

市民税・都民税申告書を令和8年3月17日（火）以降に提出された場合は、申告書の内容が市民税・都民税の当初の算定や課税（非課税）証明書に反映されない場合があります。

この場合は、次の納期以降で反映し、市民税・都民税額が変更となる方に対して、納税通知書や税額の決定・変更通知書によりお知らせします。また、市民税・都民税の課税内容などから算定される各種保険料等にも影響が出る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

医療費控除を受けられる方へ

医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付又は提示は不要です。ただし、医療費等の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。

申告内容チェックリスト

ご提出の前に、必ずご確認ください。（チェックリストの提出は不要。）

※申告書への記入漏れや添付書類の不足があると、収入（所得）や控除として認められず、市民税・都民税の課税内容に正しく反映できない場合がありますので、ご注意ください。

▼申告する皆様へ

・氏名、電話番号を記入しましたか？	はい ☐
・令和7年1月～12月分の収入・支払を記載・添付しましたか？ ・添付書類に漏れはありませんか？ …「3. 申告の際に必要なもの」を参照してください。 ・収入について、御家族分を誤って合計していませんか？ …収入として記載するのは、申告者本人名義のみです。	はい ☐

▼営業・不動産所得がある方へ

・営業・不動産所得がある方は、市民税・都民税申告書裏面の「5. 営業等・農業・不動産に関する事項」に内訳を記入しましたか？	はい ☐
---	-----------------------------

▼遺族年金や障害年金を受け取っている方へ

・遺族年金、障害年金を誤って収入に合計していませんか？ …遺族年金、障害年金は非課税収入となります。	はい ☐
---	-----------------------------

▼寡婦・ひとり親控除や障害者控除を受けられる方へ

・寡婦・ひとり親控除や障害者控除を受けられる方は、所定の欄に記入しましたか？	はい ☐
--	-----------------------------

▼扶養親族と別居している方へ

・扶養親族と別居している場合、扶養親族氏名欄の行右横列「別居」に丸をし、別居住所を同表下部に記載しましたか？	はい ☐
--	-----------------------------

▼医療費控除を受けられる方へ

・医療費控除を受けられる方は、明細書を作成し、添付しましたか？ …医療費控除は領収証では受けられません。別添の明細書を作成してください。	はい ☐
---	-----------------------------

▼特定親族特別控除を受けられる方へ

・市民税・都民税申告書表面の「あなたが扶養している扶養親族」の「配偶者以外」の「特親」の欄に、市民税・都民税申告書の書き方4ページにある特定親族特別控除の該当する「記号」を記入しましたか？	はい ☐
--	-----------------------------

▼配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる方へ

・市民税・都民税申告書表面の「あなたが扶養している扶養親族」の「配偶者」欄に「氏名・生年月日」を記入しましたか？ 配偶者特別控除を受けられる方は、「配偶者の合計所得金額」を記入しましたか？なお、配偶者の収入ではありませんのでご注意ください。	はい ☐
---	-----------------------------

令和8年度 市民税・都民税 申告書の手引き

提出期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

市民税・都民税の申告書は、令和7年度に、市民税・都民税の申告書を提出された方等、申告が必要と思われる方にお送りしております。市民税・都民税は、1月1日現在の住所地の市町村において、前年1年間の所得の申告に基づいて決定されるものです。申告書をご記入の前にこの手引きをよく読んで記入してください。

1. 受付と混雑状況について

受付場所	期間	時間
課税課市民税係 (市役所1階15番窓口)	2月16日（月）～3月16日（月） （土・日・祝日を除く。ただし、2月28日（土）、3月14日（土）は、受付します。）	午前8時30分～午後5時
北市民プラザ (第1、第2会議室)	2月5日（木）・6日（金）	午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)
南市民プラザ(会議室)	2月6日（金）	午前9時30分～正午

※所得税確定申告書の書き方・相談等はできません。ご質問は立川税務署(TEL523-1181)までお願いします。

申告受付期間及び混雑予測

日	月	火	水	木	金	土
混雑予想	非常に混雑	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	
	混雑		北市民プラザ出張受付	北市民プラザ出張受付		
	比較的空いている					
2月8日	2月9日	2月10日	2月11日	2月12日	2月13日	2月14日
2月15日	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日
2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日
3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日
3月8日	3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日
3月15日	3月16日					

☒ 郵送・電子申告にご協力ください！ ☒

受付会場は、例年、大変混雑いたします。感染症予防の観点から、**電子申告・郵送提出を推奨しています。**

郵送時には、申告書（記入済）、3ページの「申告の際に必要なもの」を同封してください。

※感染症対策のため、提出用封筒を同封しております。ぜひご利用ください。

※受付印を押した申告受付書が必要な方は、別途切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◎個人住民税(市民税・都民税)の電子申告の開始について

令和8年度の申告分から、スマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用して、マイナポータル、eTAX（※）（エルタックス）のホームページおよび市ホームページを経由した個人住民税の申告手続きが開始されます。

概要については、eTAXホームページ（<https://www.eltax-lta.go.jp/news/12336>）の個人住民税申告の電子化に係る特設ページをご確認ください。



※eTAX：地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

提出先・問い合わせ先

〒186-8501

国立市富士見台 2-47-1

国立市役所 政策経営部 課税課 市民税係

☎（代表）042-576-2111 内線111～113・115
（直通）042-576-2113

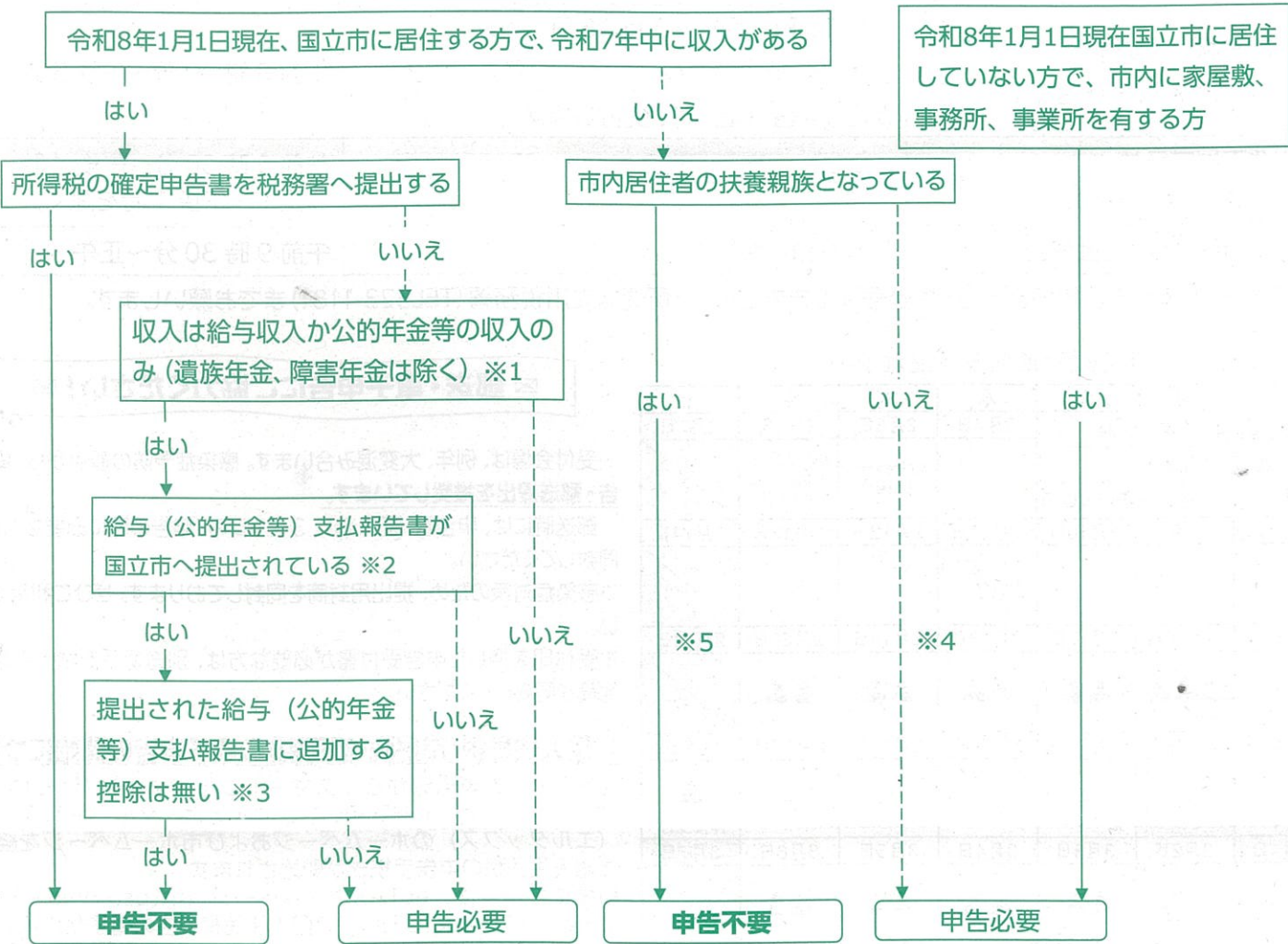
2. 申告書の提出について(フローチャート)

ア. 市民税・都民税の申告が必要である方

- 右記の「イ. 市民税・都民税の申告が不要である方」に該当していない方で、次の①～④に該当する方
- ①令和8年1月1日現在、国立市に居住し、令和7年中に収入のあった方
 - ②令和8年1月1日現在、家屋敷・事務所・事業所を有する市外在住の方
 - ③給与所得の他に所得があった方
 - ④公的年金等の所得の他に所得があった方

イ. 市民税・都民税の申告が不要である方

- ①市内居住者の扶養親族となっている方
- ②所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ③給与収入のみで、勤務先から国立市役所へ「給与支払報告書」の提出があった方
- ④公的年金等の収入のみ（遺族年金、障害年金は除く）で、公的年金等支払先より国立市役所へ「公的年金等の支払報告書」の提出があった方



※1 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の他の所得金額が20万円以下の場合は税務署への確定申告書の提出が不要（外国からの公的年金等を受給しているなどの場合を除く）となりますが、公的年金等支払報告書に記載されていない所得控除（配偶者・扶養・特定親族・障害者・ひとり親・寡婦・医療費等）を追加する場合には、市民税・都民税の申告が必要となります。

※2 給与支払報告書の提出の有無についてご不明な場合は、給与支払者（勤務先）に確認してください。

※3 配偶者控除・扶養控除・特定親族特別控除・障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除等が源泉徴収票に反映されていない場合や、源泉徴収票に記載のない医療費控除等の控除を追加する場合には所得税の確定申告もしくは市民税・都民税の申告が必要となります。

※4 市内居住者の扶養親族となっていない方で、非課税証明書や市の各種サービスを必要とされる場合は、申告が必要です。

※5 配偶者控除の適用が受けられなくなる配偶者の方（同一生計配偶者）も、課税（非課税）証明書の発行や市の各種サービスを受けるためには申告が必要となります。

3. 申告の際に必要なもの

① 市民税・都民税申告書	前年度に市民税・都民税の申告をされた方等を対象に、申告書を発送しました。	
② 前年中の収入が分かる書類	給与・公的年金等の収入のある方	源泉徴収票、給与支払報告書、給与支払証明書等
	上記以外の収入のある方	収入や必要経費を確認できる収支明細書、帳簿類、領収書等の書類
③ 前年中に支払われた各種控除に関する書類	社会保険料控除を受ける方	国民年金の支払を証する控除証明書または領収書（原本の提出又は提示が必要です。）、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料等の支払金額が分かるもの（金額確認のためお持ちください。）
	生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	各保険料の払込証明書等
	配偶者控除・扶養控除を受ける方	国外居住の親族を適用したい場合のみ、親族関係書類及び送金関係書類
	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書等 ※1
	セルフメディケーション税制を受ける方	セルフメディケーション税制の明細書
	障害者控除を受ける方	障害者控除対象者認定書の添付又は身体障害者手帳等の提示
	寄附金控除を受ける方	寄附した団体等から交付された寄附金の受領証等
	勤労学生控除を受ける方	在学証明書の添付又は学生証の提示
	雑損控除を受ける方	災害関連支出の金額（盗難、横領に関連する支出金額を含む。）の領収を証する書類
④ マイナンバー確認書類	その他の控除	その控除に該当することを証明する書類
	マイナンバーカード、通知カード ※2、マイナンバー記載の住民票の写し、またはマイナンバー記載の住民票記載事項証明書のいずれか1つ ※郵送の場合は写し	
⑤ 本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の被保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードのいずれか1つ ※郵送の場合は写し	

※1 医療費控除は領収書が提出不要になる代わりに医療費控除の明細書の添付が必要です。医療費等の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。領収書の添付では医療費控除は適用できません。**必ず医療費控除の明細書を作成の上、添付してください。**

※2 通知カードは記載内容が、住民票に記載されている事項と一致する場合のみ確認書類として使用できます。